

## 無作為抽出による審議会等の公募市民委員の募集結果について

## ■目的

無作為抽出による公募市民委員の募集及び選任を実施し、審議会等に参加する市民の固定化や委員の欠員を解消し、市民参加の裾野拡大を図ることを目的とする。

## ■根拠規程

狛江市無作為抽出による公募市民委員の選任に関する要綱

## ■募集期間

令和5年4月12日（水）から5月2日（金）まで

## ■募集方法

前期基本計画に係る市民アンケート（無作為抽出2,500人）送付時に、市民委員募集案内及び応募用はがきを同封。参加希望者ははがき又は電子申請により返信。

## ■決定者数及び応募者数

有効応募者数 69人（男性31人、女性36人、その他2人）

決定者数（延べ）128人（男性73人、女性53人、その他2人）

審議会等の名称	決定者数	応募者数
狛江市基本計画推進委員会	3人	19人
狛江市人権尊重推進会議	2人	7人
狛江市男女共同参画推進委員会	2人	15人
狛江市青少年委員の会議	2人	6人
狛江市都市計画審議会	3人	19人
狛江市スポーツ推進審議会	1人	11人
狛江市市民モニター	5人	51人

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
審議会等募集数	5	14	5	7	9	9	4	9	2	7
募集人数	9	27	56	15	118	31	16	44	7	18
応募人数（延べ）	44	109	121	116	160	122	111	111	82	128

## 公募市民委員等候補者登録制度について

### 1 目的

審議会等の公募市民委員は、平成 26 年度より実施している無作為抽出による市民委員の募集により、これまで市政に参加する機会の少なかった市民の参加につながっているが、公募市民委員の年代は 60 代以上が 60% 近くを占めており、市民の年齢構成からみても、働き盛りの世代や若年層の参加が少ない状況にある。

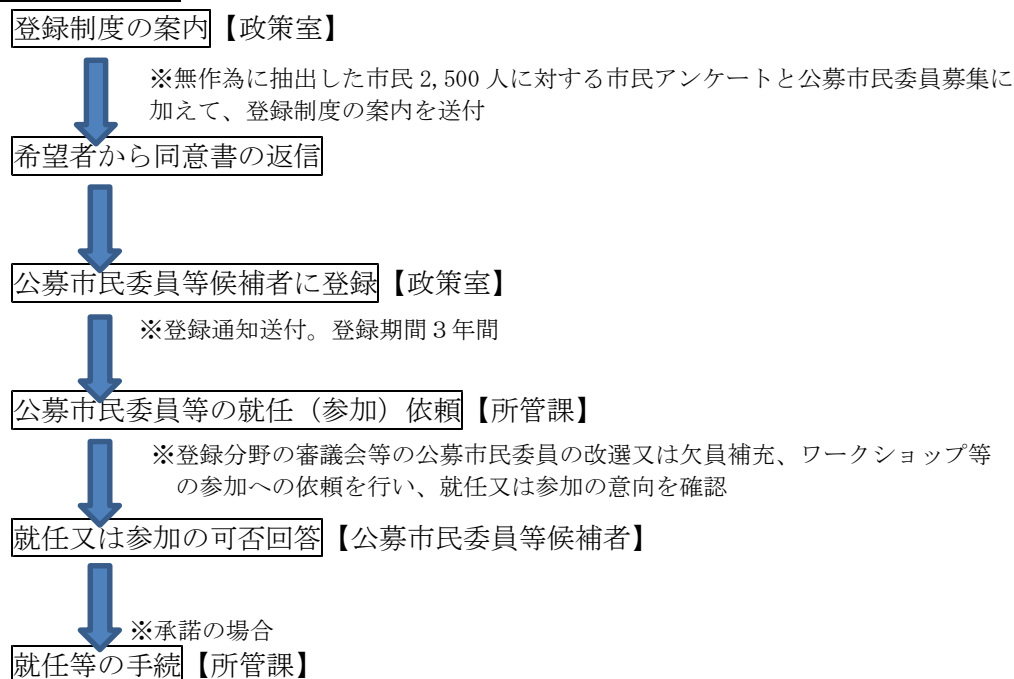
また、無作為抽出による公募市民委員の募集では、比較的幅広い年齢層の応募があるものの、募集する委員数に限りがあるため、応募者の全てを公募市民委員への就任を依頼することができないところである。

しかしながら、市からの呼びかけに対して応募した市政に関心のある市民の参加につながっていくためにも、希望する方を対象とした公募市民委員等候補者登録制度を創設することにより、多様な市民層の参加を促す機会を創出することを目的とする。

### 2 登録制度

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第 9 条に規定する審議会等の公募市民委員及び第 20 条に規定するワークショップ等へ参加する候補者（以下「公募市民委員等候補者」という。）を登録し、公募市民委員の改選又は欠員補充、ワークショップ等の参加者を募集する際に登録者へ市民委員等への就任の依頼を行う。

### 3 登録制度の流れ



### 4 公募市民委員等の就任依頼

- ① 所管課は、政策室市民協働推進担当が管理する公募市民委員等候補者登録名簿から要件に該当する候補者に対して、委員等の就任依頼の連絡をする。
- ② 所管課は、候補者に対し審議会、ワークショップ等の目的、概要等の必要な説明を行い、参加の意向を確認し承諾を得たうえで、公募市民委員等として選任する。

## 5 登録者数（令和5年5月16日現在）

11名（30代3名、40代5名、50代2名、60代1名）

参加希望分野	登録者数
①市民参加・市民協働、人権・男女共同参画・平和	6
②防災、防犯	5
③地域振興、商工農業振興	5
④子育て、学校教育	8
⑤福祉、健康	5
⑥生涯学習、芸術文化、歴史	5
⑦自然環境、都市基盤	9
⑧行財政運営、市政全般	8

## 6 登録事項

### （1）登録者情報

- ①氏名、年齢、性別、住所、連絡先
- ②任意記入（専門経験、資格、得意なこと等）

### （2）参加を希望する分野を選択（複数選択可）

- ①市民参加・市民協働、人権・男女共同参画・平和
- ②防災、防犯
- ③地域振興、商工農業振興
- ④子育て、学校教育
- ⑤福祉、健康
- ⑥生涯学習、芸術文化、歴史
- ⑦自然環境、都市基盤
- ⑧行財政運営、市政全般

### （3）参加可能な時間帯（複数選択可）

- ①平日 午前・午後・夜間（2時間程度）
- ②土・日・祝日 午前・午後・夜間（2時間程度）